

平成

十九年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成十九年三月十五日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成十九年三月十五日 午前十時開議

- 第一議 第一号 五條市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議 第二号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議 第十号 平成十八年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第二議 第十一号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議 第十二号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議 第十四号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
- 第三議 第十三号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第四議 第十五号 平成十九年度五條市一般会計予算議定について
- 議 第十六号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議 第十七号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議 第十八号 平成十九年度五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議 第十九号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議 第二十号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議 第二十一号 平成十九年度五條市介護保険特別会計予算議定について

- 議 第二十二号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議 第二十三号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議 第二十四号 平成十九年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第五 発議第 二号 五條市農業委員会委員の推薦について
- 第六 発議第 三号 五條市議会委員会条例の一部改正について
- 第六 発議第 四号 五條市議会会議規則の一部改正について
- 第七 発議第 五号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書
- 第八 発議第 六号 陸上自衛隊誘致促進に関する決議
- 第八 発議第 七号 陸上自衛隊誘致促進に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山田	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	西本
澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
雄	比	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長職務代理者
小 藪 良 彦
教育長
田 村 幸 子
市長公室長
岡 本 和 人
総務部長
上 山 保 見
都市整備部長
榮 林 勝 美

九番 峯 林 宏 政
十番 西 尾 彦 和
十一番 北 山 生 和
十二番 山 本 久 和
十三番 花 谷 昭 典
十四番 佐 間 正 己
十五番 寺 本 保 英
十六番 櫻 塚 凱 一
十七番 黄 木 英 夫
十八番 土 井 康 嗣
十九番 榮 林 末 次
二十番 大 谷 龍 雄
二十一番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

生活産業部長	林
健康福祉部長	清水
西吉野支所長	森本
大塔支所長	竹本
教育部長	橋本
消防長	岩倉
水道局長	阪上
財政課長	堂阪
秘書課長	田中
庶務課長	大垣
企画調整課長	山下

事務局長	長田
事務局次長	乾田
事務局主任	西峯
事務局主任	笹谷
速記者	柳ヶ瀬

午前十時二分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

正	賢	賢	武	義	重	重	康	正
次	治	衛	治	則	調	夫	博	元
美	豊	美	旬	光				

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであり、お手元に配付済みのおりです。

配付漏れはございませんか。――。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（寺本保英）日程第一、議第一号、議第二号及び議第十号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会黄木英夫委員長。

〔総務文教常任委員長 黄木英夫登壇〕

○総務文教常任委員長（黄木英夫）皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました、議第一号、議第二号及び議第十号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月八日の本会議において当委員会に付託され、九日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第一号、五條市副市長の定数を定める条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い本条例を定め副市長の定数を一名とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、副市長の権限について質疑があり、「現行の助役職務に加え、市長の権限に属する事務の一部について、その委任を受け、その事務を執行することが規定されている。」との答弁がありました。

次に、議第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い助役並びに収入役制度の見直し、吏員制度の廃止、監査委員制度の見直し、その他所要の規定の整備など関係条例を整備するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十号 平成十八年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、教育ネットワークシステム構築業務委託料一億八千五百万円、職員退職手当基金積立金一億円、都市計画図作製業務委託料四千三百万円等で総額四億八千五百七十七万円を増額し、その財源は、地方交付税、国庫補助金、繰越金等で賄う歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費及び地方債を補正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委

員から、職員退職手当基金積立金の根拠について質疑があり、「今後五年間の退職予定者は、九十五名。単年度で八億円程度の退職手当が見込まれる年度もあるため、中・長期的な展望に立ち、決算見込額から繰越金を判断して昨年度までと同額の積立額となった。」との答弁がありました。

次に、普通交付税の補正予算計上方法等について質疑があり、「国の地方財政計画等により当初予算を編成し、その後の決定通知に従い補正している。」との答弁がありました。

次に、路線バス運行に係る補助金について質疑があり、「ＪＲバスの代替バスとして運行している路線バスの減便に伴う減額と、奈良交通株式会社に対する関係市町村等の損失補てん分である。」との答弁がありました。

次に、新型養護システム機器の必要性等について質疑があり、「老人福祉法と介護保険制度の改正に伴い、養護老人ホームにおいて使用する介護保険の給付管理システム、特定施設対応の業務用ソフトなど施設機能の強化に必要な備品であり、三百万円の国庫補助金がある。」との答弁がありました。

次に、都市計画図作製業務と教育ネットワークシステム構築業務に係る必要性と委託先等について質疑があり、「都市計画図については、前回の作製時から既に十五年が経過している上に修正箇所数が多いところから、今回の国の補正予算が決定したのを受けて、予算を繰り越して新年度において業務委託を行う。また、教育ネットワークシステムについては、市内小・中学校において現在使用している教育用パソコンの老朽化が著しく、校内ネットワークシステム、サーバーシステム、教育用ソフトウェア等を整備するもので、委託先等については、導入についての審査委員会を設置して決定してまいりたい。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経てそれぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）この際議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての審議は去る八日に行いました議案審議において、既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第二、議第十一号、議第十二号及び議第十四号を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）おはようございます。

ただいま議題となりました、議第十一号、議第十二号及び議第十四号の三議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月八日の本会議において当委員会に付託され、九日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第十一号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、医療制度改正に伴う給付関係事務電算処理委託料百五十五万円、国保連合会の共同電算システム改修に伴う分担金二十五万円の総額百八十万円を増額し、その財源を国庫補助金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十二号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、長期債利子六百六十四万四千円を追加し、その財源を一般会計繰入金と前年度繰越金で賄う歳入歳出予算の補正並びに簡易水道施設整備事業の繰越し及び過疎対策事業債を補正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十四号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入予算のうち、介護保険事業費補助金と事務

費繰入金の予算科目の組替え並びに医療制度との整合を図るための介護保険システム改修業務の繰越しをするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（寺本保英）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。
これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第三、議第十三号を議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会榮林末次委員長。

〔建設経済常任委員長 榮林末次登壇〕

○建設経済常任委員長（榮林末次）皆さん、おはようございます。

ただいまお許しいただきましたので、建設経済常任委員会委員長報告を申し上げます。

ただいま議題となりました議第十三号につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月八日の本会議において当委員会に付託され、九日午後三時三十分から開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第十三号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、年度内の工事完了が困難となったため流域関連水質改善下水道事業費一億一千八百七十二万七千円を翌年度に繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、繰越事業の内容等について質疑があり、「繰越事業のほとんどが補助事業であり、当初計画事業分についてはすべて工事完了したが、低入札の結果において実施した事業分について地元や関係機関との調整に不測の日数を要したため事業着手が遅れたものである。」との答弁がありました。

こうして当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま建設経済常任委員会委員長から報告がありまして、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第四、議第十五号から議第二十四号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会太田好紀委員

長。

〔予算審査特別委員長 太田好紀登壇〕

○予算審査特別委員長（太田好紀）皆さんおはようございます。

議長から発言のお許しが出ましたので、ただいま議題となりました議第十五号から議第二十四号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月八日の本会議において予算審査特別委員会に付託され、十二日午前十時から開会いたしました委員会においてそれぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

以下、審査の概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一 西吉野支所及び大塔支所の位置付け、在り方についてただしたのに対し、「合併前の役場の機能を縮小した形で住民生活に密接なかわりのある業務を支所業務として残しており、住民の利便性の確保と住民サービスの低下を招かないことを基本としている。窓口業務においても、行政サービスが言葉だけにならないよう徹底を図ってまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、地域に密着した、住民が安心して暮らせるような弱者救済の行政サービスを求める意見がありました。

二 臨時職員も含めた職員数が多いことや時間外勤務手当についての現状と今後の方針等についてただしたのに対し、「集中改革プランにおいては、現在の職員数を十年後には四百五十人以下にすることを目標に取り組んでいるが、職員数の削減についてはいろいろな努力が必要であり、勸奨退職の在り方も、先進市の事例などを参考に検討して積極的に取り組んでいかなければならないと考えている。臨時職員については、保育所などのように特殊な技能を必要とする職種で採用しているが、保育所の民営化についても具体的に検討もしていかなければならない問題であると考えている。消防の広域化については昨年六月に消防組織法の改正があり、平成十九年度中にはそれぞれの都道府県の市長会、町村会、消防、県民の各代表により広域再編の枠組みが決定されることになっている。また、時間外勤務手当の扱い方については、処理方法等について今後対処してまいりたい。」との答弁がありました。

三 国民健康保険財政の健全化等についてただしたのに対し、「財政調整基金や毎年度の繰越金から判断し、五條市においては健全財政を維持している

ものと考えているが、年々増加している医療費が国保財政を窮迫することから、早期発見と早期治療を目的に、各種ドックなどの費用助成をしながら健康づくりや生活習慣病に着目した健康診査と保健指導を充実させて医療費抑制に努めている。」との答弁がありました。

四 バランスシートの導入等分かりやすい行政経理についてただしたのに対し、「煩雑な行政の会計システムではあるが、集中改革プランの中で今後の厳しい取組については市民にお知らせすることも考えていたが、若干遅くなっているのが現状である。国からの指導で公会計の改革が打ち出されており、行政評価システムの構築と併せて市民に分かりやすく情報公開していくことになる。」との答弁がありました。委員から、なお一層の努力を求める意見がありました。

五 平成十九年度から平成二十三年度までの五年間で歳出削減分として約十八億三千万円の財政効果が見込まれる集中改革プラン等策定業務の委託先と委託金額等についてただしたのに対し、「委託先はバシフィックコンサルタンツ株式会社で、選定についてはプロポーザル方式により実施した。委託金額は、平成十七年度と十八年度の二箇年で七百三十五万円である。業務を委託することについては、五年間の毎年の数値目標を定めることや全市町村の状況を把握している第三者の視点を持った専門業者による事務事業の洗い出しが必要であった。」との答弁がありました。

六 五條西中学校付近の防犯灯設置についてただしたのに対し、「以前から要望があり一部対応した経緯があるが、道路の形や電源の取り方等で簡単にはいかないところがあり、今後は新たな周辺開発の中で街路灯という形で整備できればと考えている。」との答弁がありました。委員から、まだ暗い箇所があり、生徒の安全を考えて更なる設置を求める意見がありました。

七 (仮称)五万人の森公園整備事業のうち女子トイレの設置数が少ないことについてただしたのに対し、「駐車場のトイレとセンターコア施設のトイレとは共用できるという基本的な考え方に基づいており、他市の施設の視察も行い何度も見直しを重ねながら今日に至っているので、これで供用開始を行いたい。」との答弁がありました。

八 みどり園の正門の閉閉についてただしたのに対し、「十一時五十分から十三時まで門を閉めているのは職員の休憩時間ということで閉めているが、十五時以降と同じく指定ごみ袋の搬入は可能である。常に門を開けていることで指定ごみ袋以外のものが入ってくるため閉めているが、危険な状態での持ち込みについての調査を行い、十分な検討をしまいたい。」との答弁がありました。委員から、休憩時間の取り方を工夫することや職員の増員を求める意見がありました。

九 市民の不安となっている五條病院の産科の件についてただしたのに対し、「五條市として総合周産期母子医療センターの早期設置とともに産科の要望を市長名で行っているが、市議会とも協議をしながら積極的に取組をしなければならぬと考えている。」との答弁がありました。

十 行政改革によるサービスの低下についてただしたのに対し、「行政改革に当たっては削減ばかりが叫ばれているが、本来、より良い行政とは市民福祉の向上が基本であり、最小の経費で最大の効果を上げるということも踏まえながら、市の役割、地域の役割、住民個人の役割について御理解をいただかなければならない。また、職員の意識改革、意識の向上が必要である。」との答弁がありました。委員から、行政サービスにもつながるコミュニケーションの有効活用についての提言がありました。

十一 最近取りざたされている公務員の資質についてただしたのに対し、「職員の公共料金の滞納は、現状ではないとの報告を受けている。滞納に伴うインターネットオークションについては、トレンドとして併せて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十二 二〇〇七年問題についてただしたのに対し、「いわゆる団塊の世代が定年退職を迎えるわけであるが、早期退職者を募る場合の条件として、嘱託で採用するという事例などがあり、今後、早い機会に調整してまいりたい。」との答弁がありました。

十三 市制五十周年記念事業についてただしたのに対し、「本年十月十五日の月曜日が市制施行五十周年に当たるが、前日の十四日に記念式典と吉野川水辺の楽校を会場に各種イベントの実施、NHK放送の上方演芸会などを計画している。また、昨年の魅惑体験フェスティバル同様にすべての事業に冠をかぶせて実施し、記念植樹の検討もしている。」との答弁がありました。一過性でない市民参加型イベントを求める提言がありました。

十四 小・中学生に郷土の歴史を学ぶ機会をつくることについてただしたのに対し、「小学校の社会科副読本の改訂において、旧一市二村の歴史を組み込んだ内容で現在作成中であり、中学校では教科等の研究会社会部会で五條文化博物館の職員と共に知恵を出し合って研究をしている。特に、五條文化博物館と学校との連携を深めることが大事であり、今後とも博物館事業の周知徹底を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

十五 集中改革プランを含めた新年度予算の考え方と検証方法等についてただしたのに対し、「平成十九年度から五年間の改革プランを立てているが、まず十九年度においては補助金で二億五千万円、委託料で八千六百万円の削減効果があり、今までにない改革であったと考えている。全課六百三十事務事業の見直しを行い、事務事業の休廃止や効率化に向けて取り組んだところであり、今後、PDCAサイクルを念頭に、一年ごとの検証を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十六 にしよしの荘の跡地整備についてただしたのに対し、「にしよしの荘跡地の件については、新市の建設計画にも明記されているとおおり、当然のこととしてこの事業については取り組んでまいりたいが、骨格予算であるため計上されていないもので、新市長のもとでも継続されるものと考えている。」との答弁がありました。

十七 新型交付税についてただしたのに対し、「平成十九年度から導入される予定の新型交付税の算定方法は、人口と面積が基本となっており、平成十

八年度ベースで試算したところ約四百万円の減額となる。本市のように人口が少なく面積が広いところは不利となるため、今後は市長会等で要望してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、一般会計及び特別会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、大塔診療所特別会計予算について質疑があり、「職員数に増減はないが、給料及び職員手当については給与改定に伴う減額がある。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳出の質疑の概要を申し上げます。

議会費についての質疑はありませんでした。

続いて、総務費についてであります。

一 嘱託職員賃金についてただしたのに対し、「嘱託職員十名と臨時職員一名の賃金と通勤手当である。」との答弁がありました。

二 市制五十周年記念事業委託料についてただしたのに対し、「五十周年の歩みのビデオ制作で三十万円、河川敷で行うイベントの委託料として百三十万円であり、設営費、音響関係等の経費が含まれている。」との答弁がありました。

三 土地、家屋、設備器具の借上料についてただしたのに対し、「土地は公用車の駐車場とUHFテレビ中継所分である。家屋は事務所借上料で、設備器具についてはトイレの芳香剤、汚物処理料等である。」との答弁がありました。

四 交通安全対策費、市民会館、支所等の清掃業務委託についてただしたのに対し、「地下歩道の週一回の清掃業務と各施設の日常清掃や窓ガラス、床ワックス、トイレ等の清掃業務である。」との答弁がありました。委員から、業務内容から、職員で可能なところは職員ですべきであるとの意見がありました。

五 集会所建設工事等についてただしたのに対し、「三百万円は大塔町惣谷集会所の改修工事費、七百万円はみどり園周辺整備工事費である。」との答弁がありました。

六 西吉野支所の職員数について、質疑がありました。

七 市長選挙費、参議院議員通常選挙費、奈良県議会議員選挙費及び奈良県知事選挙費のポスター掲示板製作設置撤去委託料の内容についてただしたのに対し、「ポスター掲示板の区画については、県議会議員は六区画で進めていたところ、知事は十二区画ということで県が設定をした。ポスター掲示板の材質は再生ボードであるが、設置、運搬、撤去等によって委託金額に差異があり、県議会議員については平成十八年度で製作と設置、平成十

九年度で撤去の費用となっている。」との答弁がありました。

続いて、民生費についてであります。

八 市社会福祉協議会補助金の内容についてただしたのに対し、「本所と支所の人件費が約六千万円、事業費として一千万円、支所介護保険の不足分が二百万円である。」との答弁がありました。

九 生活保護費についてただしたのに対し、「医療費の増加が保護費全体を押し上げている。また、施設事務費は生活保護入所者の費用である。」との答弁がありました。

続いて、衛生費についてであります。

十 リサイクルプラザ管理運転業務と環境整備業務委託の内容についてただしたのに対し、「リサイクルプラザ管理運転業務はペットボトルなどの回収品を入荷、選別、出荷していく専門的な業務と保守点検業務であり、職員十名の人件費である。環境整備業務委託料は、みどり園の地元三自治会による草刈り等の環境整備業務である。」との答弁がありました。委員から、大きな業務委託についての更なる研究を求める意見がありました。

十一 みどり園の操業延長等についてただしたのに対し、「平成六年九月にみどり園が開園し、地元との協定書により平成二十六年までの二十年間は認められ、機械が良好な場合と次の候補地が決まっている場合は、平成二十一年中に協議をして、平成三十一年までの五年の延長を協議することになっているが、現在は候補地についての調査研究を進めているものの地元との協議は行っていない。」との答弁がありました。

十二 衛生センターの老朽化と環境保全負担金についてただしたのに対し、「本年二月からし尿の海洋投棄が禁止となることに伴い、大塔地区のし尿受入れを地元にお願いしてきた。それが合意に至ったところであり、その条件的な面で建て替えの話があったが、現在は関係自治会長、対策委員等との協議を進めているところで決定はしていない。環境保全負担金は、槽の清掃汚泥、脱水ケーキを伊賀市の最終処分場に一トン当たり一千円を納入するものである。」との答弁がありました。

十三 診療所、保健福祉センター、衛生センターの清掃業務委託内容についての質疑がありました。

十四 保健福祉センターのせんだ業務委託の内容についてただしたのに対し、「業務内容は、センター内の植木約八十三本と約一〇〇平方メートルのさつき面、芝生は約八九〇平方メートル、年二回の管理委託である。」との答弁がありました。

十五 じんかい収集業務委託料の内容についてただしたのに対し、「燃えるごみは週四回、リサイクル類などは水曜日に、市内約一万一千二百世帯の収集を委託している二業者に対する委託料九千六百四十四万四千円と、臨時地区の収集分である。」との答弁がありました。

続いて、農林業費と商工費についてであります。

十六 一の木ダム周辺桜等植栽地管理業務委託と森林環境保全緊急間伐事業委託の内容についてただしたのに対し、「一の木ダム周辺桜等植栽地管理業務は、ダム周辺にある西吉野村時代に植栽した桜の消毒と周辺の草刈り業務等である。森林環境保全緊急間伐事業については、平成十八年四月から奈良県が森林環境税を導入したことにより規定にのっとって森林荒地の間伐を行う事業である。」との答弁がありました。

十七 観光施設清掃委託と公園清掃業務委託の内容についてただし、「職員で可能なところは職員でするべきである。」との意見がありました。

十八 公園緑地管理委託の内容についてただしたのに対し、「中央公園、なつみ台近隣公園、田園地区、テクノパーク・なら、エルベ地区、あづみ台、

二見駅前緑道及び須恵川端の児童公園管理委託料である。」との答弁がありました。

土木費についての質疑はありませんでした。

続いて、消防費についてであります。

十九 消防庁舎清掃業務の内容についてただし、「職員で可能なところは職員でするべきである。」との意見がありました。

続いて、教育費についてであります。

二十 教育委員会事務局の清掃業務の内容についてただし、「職員で可能なところは職員でするべきである。」との意見がありました。
災害復旧費、公債費及び予備費における質疑はありませんでした。

次に、一般会計の歳入についてであります。

二十一 斎場使用料についてただしたのに対し、「開場当初の焼香の煙による苦情の問題は、原因調査と対策の最終報告があるため、それを受けて詳細な決定を行いたい。」との答弁がありました。

二十二 公営住宅使用料の滞納状況についてただしたのに対し、「三箇月以上の滞納戸数は公営住宅で百十七戸、駐車場で十一戸、改良住宅で十一戸、特定公共賃貸住宅で一戸であり、悪質滞納者については強制退去を行う。」との答弁がありました。

二十三 不動産売払収入の内容についてただしたのに対し、「土地開発公社の土地売払分と土地利用調整委員会で、境界等の確定ができた土地等である。」との答弁がありました。

次に、特別会計についてであります。各特別会計における質疑はありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

二十四 企業会計としての経営内容と水道料金徴収率についてただしたのに対し、「戦略的な事業展開を実施しており、新年度予算においても剰余金を設定していることなどから、正常な企業運営ができているものと考えている。料金の滞納については、給水停止も辞さない覚悟で今後とも徴収に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

こうして、質疑終了後、付託された議案につきましては、討論を省略して一括採決の結果、全員一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。以上、御報告申し上げます。

なお、当委員会が出された委員各位からの御意見、御提言は、理事者各位に十分御認識いただいたものと存じますので、議員各位には、どうか御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（寺本保英）ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、予算委員会に付託されました議案に対する反対討論をさせていただきます。

順番に行います。

まず、議第十五号 平成十九年度五條市一般会計予算議定につきまして申し上げます。

ただいまから申し上げます予算につきましては、反対をさせていただきます、それ以外につきましては賛成をさせていただきます。

一般会計の中で、まず反対をさせていただきますのは、市会議員の政務調査費月三万、年間三十六万円であります。御存じのように領収書の提出は義務づけられまして改善されているわけでありますけれども、予算委員長の方からも報告がありましたように、今回は新行政改革大綱に基づく集中改革プランによりまして多くの市民団体や業者への補助金、委託料は全面的に約平均二〇パーセントカットされております。

ところが、議会の予算を見ますと、議員の報酬も引き下げられておりませんし、常任委員会、特別委員会の研修費も引き下げられておりません。また、今反対しました政務調査費も引き下げられておらないという状況であります。これでは、市政を監督、批判しなければならぬ責任を持った

市会議員として、やはり責任を果たしたことはないというふうには判断して、領収書の提出は義務づけられておりますけれども、今議会では政務調査費は一〇〇パーセント反対する次第であります。

それから、一般会計の中で反対しなければならないのは、デネブの委託料であります。その理由は、デネブの代表者は過去警備業法違反によりまして書類送検をされた経歴を持ち、また、五條市内の二見のスーパーの警備に当たりましては、強盗の通報があつたのに即緊急出動せずに三百四十万の金庫が盗まれたというふうな警備業法に照らして大きな誤りと失敗を犯している経歴も持っておりますので、この業者に五條市の公共施設の警備委託するのはふさわしくないという理由から反対するものであります。

それから、一般会計の中の同和行政にも反対します。

御存じのように、同和行政の目的は、やはり長い間身分差別によつて差別されてきた旧同和地区の皆さん方の教育、生活、仕事、その他全面的な問題の解決するのが同和行政の目的であります。しかし、もう現時点では、全体的に一般地区の皆さん方との格差がなくなつてきております。したがひまして、これから問題になる同和行政を続けることこそ、差別を解決できないという状況になると私は判断しております。したがひまして、一般会計の中の同和行政は反対し、必要なものは五條市民全員を対象にした一般行政に移行するように申し上げておきます。特に、複合施設、同和施策の一環であります三つの施設を一つの複合施設にまとめるところから、約三億九千万円の費用で建設が始まつておりますけれども、これに伴う古い施設の解体費と駐車場の費用として、新年度予算に約三千万挙がっておりますけれども、これも具体的に申し上げまして反対するものであります。

それから、一般会計の中で反対しなければならないのは、集中改革プランの中での幾つかについて反対します。

御存じのように、集中改革プランの中身は範囲が広くて項目は二つ合わせて六百くらいありますけれども、大体聞かせていただきますと、事前に市民、団体、関係業者に伝えて大体の了解をもらつているところもかなりあります。

したがひまして、この議会ではほとんど賛成させていただきますけれども、執行する途中において、事業、目的が前に行かないと、やはり補助金、委託料を元に戻さなければならぬという状況が起こつた場合は、即補正を立てて、それを補つて、目的がスムーズに進むようにしなければならぬのではないかとこのことを指摘しておきまして、反対しなければならぬ予算を申し上げます。

その一つは、団体補助金から申し上げますと、三番の市民相談室関係の自治振興補助金。これが、昨年度一千二百八十九万九千円あつたのが二百六十九万減らされて一千二十万九千円になっております。御存じのように、合併後、自治会の数も増えております。そして、市としてやらなければ

ばならない業務を自治会の皆さん方にお願ひしているのもたくさんあります。だから、自治会補助金は減らすのならば、仕事の量も減らすのと並行にすべきであると思ひますね。しかし、その辺はまだ打合せができてないのではないかと、私は判断しております。

特に、連合自治会の皆さん方、単位自治会の自治会長及び自治会役員の皆さん方はやはり幾つかの役員手当はありますけれども、それはほとんど足りない役員手当でありまして、連合自治会長になれば、それに伴って冠婚葬祭の範囲も広がります。どうしても自己負担で対応しなければならぬことも増えてきますから、その辺も考えるならば、今議会での自治会に対する補助金の二百六十九万円のカットは反対であります。

それから、もう一つは社会福祉関係の十一番小規模通所授産施設運営補助金、これが昨年度は一千五十万ありましたけれども新年度ではゼロになっております。

また、関連して二十六の市障害者雇用促進連絡協議会補助金、これが昨年度は五万ありましたけれども、新年度ではゼロです。

精神障害者短期入所事業費補助金、これは昨年度四十四万四千ありましたけれども、新年度ではゼロ。精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金、これは昨年度三十六万ありましたがけれども、新年度予算ではゼロということになっております。これは、御存じのように、昨年、国会におきまして障害者自立支援法が改悪されました、例えば通所施設を利用していた方は、今まで無料であったのが月二万から三万円の負担になると。また、在宅サービスの利用者も、無料から月二万ないし二・五万円の負担となっているという状況で、自立どころか、まさに活用できない、家でおられないという状況になっております。

したがいまして、今申し上げましたこの四つの項目は、障害者自立支援法の改悪を伴うものであって、制度改正に伴うものでありますけれども、やはり反対するものであります。

それから、今会計で、集中改革プランで反対しなければならぬのも一つあります。それは、委託料の方ですね。委託料の介護福祉課の二十五番介護予防サービス事業委託料、これは、昨年は二百六十万ありましたが一千万カットされまして、新年度では五百四十万になっております。これにも反対します。

理由は、平成十七年度に国会で介護保険法が改悪されました。これとの関連ですけれども、そのために介護保険料が、この議会でも挙がってきましてように全体として引き上げられました。また、それにプラスして、介護を受けている皆さん方の介護施設を利用している皆さん方の居住費、部屋代、食費が全額自己負担でありましたけれども、それが大きく引き上げられております。介護保険法の改悪、制度改正との関連でありますけれども、やはり介護サービスの大幅な低下ということがありますので反対するものであります。

集中改革プランの中での補助金減らし、委託料減らしの中での反対は以上でありますけれども、しかし、同時にもうこの補助金、この委託料はなくす方向で検討すべきだという点もございしますので、それは申し上げておきます。

その一つは、団体補助金の方でまず申し上げますと、七十四のみどり園関係ですね。その中のごみ減量推進助成金、これが七十万減りまして新年度予算では三百五万九千円になります。これをなぜなくす方向で進めるべきだと申し上げるのかと言いますと、これはごみ袋を販売したうちの七パーセントを各自治会に下ろしているこの助成金であります。これはやはり、有料ごみ袋制になった当初は、自治会で販売していただいておりました。しかし、それが各一般の商店その他での販売に切り替わっているわけでありまして、現在は、もう自治会は販売しておりません。ノータッチであります。したがって、この自治会の助成金は、私は一〇〇パーセントなくす方向に検討し、その分はごみ袋代の引下げなり、数を増やすなりに、市民のごみ袋を活用する皆さん方への還元金にまわすべきだということを申し上げて、早急になくすように指摘しておきたいと思っております。

また、なくす方向で検討すべきものとして、学校教育課の八十三、市人権教育研究会補助金、八十四の全国人権同和教育研究会参加補助金、これもやはり、一遍にはなくせないと思っておりますけれども、旧同和教育の行われておったその中身と余り変わらないような中身であります。したがって、やはり現在の日本国憲法の人権に照らして必要なものは残し、それに照らして必要のないような事業、取組はなくして、補助金としてもなくしていくべきだというふうに申し上げておきたいと思っております。

それと、生涯学習課の百十六番人権教育推進協議会委託料、各自治会で、昔は地区懇、今はそれを引き継がれてやられているわけでありましてけれども、しかし、私もいつも参加させていただいておりますけれども、現在のこの日本国憲法の定められた人権内容と、今現在日本の国内で起こっております殺人、そしていじめ、そのほか女性問題等々から見ますとこの取組も必要最小限にとどめるべきだと、現在の人権教育に合わないものではなくしていくべきだという観点に立つべきだと思います。そうすれば、この補助金ももつと減らしていくべきではないかということをお願いしたいと思います。

集中改革プランに関係しては、以上であります。

集中改革プランの全体の方針に対して一言意見を申し上げますと、中には古い公共施設の有効活用とか、それから予算編成に当たっては今までの積み上げ方式から枠配分方式に替えるとか、いろいろいいこともあります。しかし、はっきりしておらないのは、五條市政が過去失敗した必要のない大型公共事業、大型道路建設等々の、そういう必要のない大型公共事業、道路建設事業等々をなくしていくという、この方針が明確になっておらないというふうに思います。一般質問でも申し上げましたけれども、これが大事ではないかなというふうに思います。失敗すれば、借金の額もびっく

りするほど大きくなるわけでありますからね。これからの行政改革に当たっては、その辺を取り入れたもつと一番大事な点を取り入れた行革にしていくべきではないかなということをお願いしたいと思います。もちろん、一番最初の反対で申し上げましたように、議員関係、議会関係の改革が一つもされておらないということでありますから、これは六月議会に向けて早速取り組むべきだと、市議員の報酬の引下げ、それから政務調査費の引下げ、それから特別委員会、常任委員会の研修費の引下げ等々を申し上げているわけであります。

一般会計の中の反対予算は以上でありますけれども、今申し上げた以外の予算につきましては基本的に賛成させていただくということでございます。それから次、議第十六号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計予算議定に移りますけれども、この予算につきましては全体として賛成させていただきます。

次、議第十七号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、大変市民の皆さん方の命と生活を守る大切な事業でありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対して、それ以外は賛成いたします。

次、議第十八号 平成十九年度五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、これも大事な事業でありますけれども、ただ、この中に後期高齢者医療の予算が含まれております。後期高齢者医療につきましては、新たな保険料の徴収と、それから広域連合での管理という不十分な問題がありましたので私は反対しておりますけれども、したがいまして、この老人保健特別会計の中でも後期高齢者医療の予算そのものだけは反対して、それ以外は賛成いたします。

議第十九号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましても、大事な事業でありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対し、それ以外は賛成いたします。

議第二十号 平成十九年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましても、賛成をいたします。

議第二十一号 平成十九年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましても賛成をさせていただきますけれども、黒字額等基金を合わせれば一億円を超えておりますから、改悪されました介護保険の中での一番困っている皆さん方への支援を検討されるよう付け加えて申し上げておきたいと思っております。

議第二十二号 平成十九年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましても、賛成をいたします。

議第二十三号 平成十九年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましても、大事な事業でありますけれども、この中にも消費税五パーセントが内税として課税されておりますので、消費税のみに反対し、それ以外につきましても賛成をさせていただきます。

議第二十四号 平成十九年度五條市水道事業会計予算議定につきまして大変大切な事業でありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対し、それ以外は賛成させていただく次第でございます。

以上で、予算委員会に付託されました議案に対する反対討論を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）次に、池上輝雄議員の発言を許します。五番池上輝雄議員。

〔五番 池上輝雄登壇〕

○五番（池上輝雄）おはようございます。

私は、予算審査特別委員会委員の一人として慎重に審査を行い、先ほど委員長からも御報告がありましたとおり、委員が全員一致をもって原案どおり可決すべきものとして決定いたしておりますので、賛成の立場から討論を申し上げます。

この予算議案のうち、一般会計予算においては、急きよ骨格予算編成となり、市民サービスの停滞及び低下を招かないことを念頭に、義務的経費や経常的な経費、また継続している事業など、市民生活に影響が出ないよう必要最小限の経費を措置されたというところでありますが、骨格予算に盛り込まれた内容は経常的経費といえども厳しい財政状況を反映して、行革元年と呼ぶにふさわしく、経費削減に踏み込んだ予算であり、事務事業の見直し、委託料及び補助金の見直しなど行財政改革の趣旨に沿った編成であると評価できました。

また、少子高齢化対策などの社会保障費や扶助費、あるいは教育費などについては、直接市民生活にかかわるものや子供たちの教育環境にかかわるもの等々であり、欠くことができないこれらの重要な経費については、重点的に予算付けがなされていることは評価できるものであります。

一方、新規事業や政策的な経費は盛り込まれてはいますが、それでもなお、基金を十二億七千万円取り崩さざるを得ないということは、地方交付税や国庫支出金等の減少が大きな要因ではあるものの、経常的な経費が肥大化しているということであり、それが財源不足を生んでいるといえます。

その主なものとしては、市債償還に係る公債費や公共施設の維持管理経費等であります。これらについて早急に解消策を講じるとともに、引き続き中期的な展望に立ち、計画のとおり進めるなど、早期削減に努めていただきたいと思っております。

また、土地開発公社経営健全化の取組については、財政状況の厳しい中といえどもすぐに取り組まなければならない緊急の課題であり、その用地買戻経費を今年度予算化していることは、健全化に向けて一歩前進したと評価できるものであります。

昨年度来より最重要課題として検討を重ねている行財政改革については、その成果を一部予算上に反映されているものもありますが、まだまだ道なかばであり、集中改革プランをより顕著なものとするため、行政評価システムの構築など取組を強化・推進し、子供や孫たちに素晴らしい五條市を

引き継いでいけるよう、この厳しい状況を乗り越えていかなければならないと思います。

次に、各特別会計予算につきましても、簡易水道事業では公共事業費四〇パーセントの削減、下水道事業でも公共下水道事業費を五〇パーセント削減するなど、行財政改革を反映した予算編成であると解釈できました。

また、国民健康保険などにおいては、医療費の給付など医療改正も盛り込みながら適正に予算措置されているものと判断いたしました。

さらに、水道事業会計については、安心安全で安定した上水の供給を図るため、安全供給対策としての施設整備を盛り込むなど、適正な予算編成であると判断いたしました。

以上、申し上げました理由により予算議案に賛成するものでありますが、議員各位におかれましては何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第五、発議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第二号 五條市農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第四条第二項に定める「選任による委員」中、同法第十二条第二号の規定により議会が学識経験を有するものを推薦する。

平成十九年三月十五日 提出

五條市議会

○議長（寺本保英） 本案につきましては、農業委員会等に関する法律第四条第二項及び同法第十二条第二号の規定により推薦した益田吉博委員が、去る一月十五日に退任届を提出され、十八日付けで欠員となっているため、改めて議会から御推薦を申し上げます。

お諮りいたします。推薦の方法につきましてはあらかじめ御協議を願っておりますので、お手元に配付いたしました名簿のとおり西尾彦和議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。よって、西尾彦和議員を推薦することに決しました。

○議長（寺本保英） 次に、日程第六、発議第三号及び発議第四号は関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 発議第三号 五條市議会委員会条例の一部を改正する条例。

五條市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成十九年三月十五日提出

提出者	五條市議会議員	藤	富	美	恵	子
賛成者	五條市議会議員	土	井	康	嗣	
〃	〃	西	尾	彦	和	
〃	〃	花	谷	昭	典	
〃	〃	北	山	和	生	
〃	〃	川	村	家	廣	
〃	〃	太	田	好	紀	

発議第四号 五條市議会会議規則の一部を改正する規則。

五條市議会会議規則の一部を次のように改正する。

平成十九年三月十五日提出

提出者	五條市議会議員	藤富美恵子
賛成者	五條市議会議員	土井康嗣
〃	〃	西尾彦和
〃	〃	花谷昭典
〃	〃	北山和生
〃	〃	川村家廣
〃	〃	太田好紀

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。議会運営委員会藤富美恵子委員。

〔議会運営委員 藤富美恵子登壇〕

○議会運営委員（藤富美恵子）ただいま上程されました発議第三号 五條市議会委員会条例の一部を改正することについて及び発議第四号 五條市議会会議規則の一部を改正することについて、一括して私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

改正の趣旨は、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自立性の拡大等のため、地方自治法の一部を改正する法律が平成十八年六月七日に公布され、議会制度の見直し及び充実に関する事項として、専門的知見の活用に関する事項、議長への臨時会の招集請求権に関する事項、委員会制度に関する事項、電磁的記録に関する会議録の作成に関する事項及び専決処分要件の明確化に関する事項がそれぞれ整備されたため、五條市議会委員会条例及び五條市議会会議規則に係る所要の規定整備をしようとするもので、施行期日につきましては、平成十九年四月一日とするものであります。

以上、提案理由の趣旨説明といたします。

各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が、終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第七、発議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第五号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。
標記のことについて別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成十九年三月十五日提出

提出者	五條市議会議員	太田好紀
賛成者	五條市議会議員	土井康嗣
〃	〃	西尾彦和
〃	〃	花谷昭典
〃	〃	北山和生
〃	〃	藤富美恵子
〃	〃	川村家廣

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会太田好紀委員。

〔議会運営委員 太田好紀登壇〕

○議会運営委員（太田好紀）議長の発言許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（案）

近年、全国的に、特に、小児科や産婦人科における医師不足が深刻な問題となっている。

地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

このような医師不足は、一、平成十六年四月から実施されている臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引揚げが生じていること。二、公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること。三、女性医師の増加に対応する仕事と子育てとの両立支援策が十分に講じられていないことなど様々な原因が複合的に作用して生じている。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など様々な努力を進めているが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取組を進める必要がある。また、医師不足のみでなく、看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、政府におかれては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう下記の事項について要望する。

記

- 一 地域医療の再構築に向けて総合的なビジョンを早急に策定すること。
- 二 救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- 三 小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
- 四 公的病院の診療体制の強化を図るため、集約化への取組の支援策を拡充すること。また、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講ずること。

- 五 臨床研修制度の在り方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取組を進めること。
 - 六 医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。
 - 七 院内保育の確保や女性医師バンクの充実など、女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。
 - 八 看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。
 - 九 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。
 - 十 出産・分べんに係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月十五日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が、終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案を可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（寺本保英）次に、日程第八、発議第六号及び発議第七号は関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第六号 陸上自衛隊誘致促進に関する決議。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成十九年三月十五日提出

提出者 五條市議会議員 北山和生

賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

西尾彦和

花谷昭典

川村家廣

太田好紀

発議第七号 陸上自衛隊誘致促進に関する意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成十九年三月十五日提出

提出者 五條市議会議員 北山和生

賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

西尾彦和

花谷昭典

川村家廣

太田好紀

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会北山和生委員。

〔議会運営委員 北山和生登壇〕

○議会運営委員（北山和生）議長の発言許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号 陸上自衛隊誘致促進に関する決議及び発議第七号 陸上自衛隊誘致促進に関する意見書につきましては、一括して案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

陸上自衛隊誘致促進に関する決議（案）

平成十二年四月、地方分権一括法が施行され、国と地方は対等・協力の新しい関係に立つこととなり、まさしく自己決定、自己責任の原則に基づいた新たな時代にふさわしい地方自治の確立が期待されました。さらに、昨年十二月には地方分権改革推進法が成立し、第二期の地方分権改革が確かな第一歩を踏み出しました。

しかしながら、今日の地方財政は構造的な危機状態にあり、依然として予断を許さない状況の中、税財源基盤の強化が今や本市の喫緊の課題となっています。

そのような中であって、地方が自主性及び自立性を高め、地域防災を始めとした社会基盤等の整備を推進し、真の地方分権時代にふさわしい活力に満ちた地域社会を形成することを強く要請されていることも事実であり、厳しい財政状況下においては、従来の考え方を転換し、新たな自主財源を模索してみることが肝要であります。

現在、奈良県内には陸上自衛隊の部隊は未配備であり、今後、京奈和自動車道や五條新宮道路等の整備により駐屯地として良好な立地環境となりうる本市にあつては、地域貢献や経済効果など多くの可能性を秘めた国の施設誘致を検討すべきときであります。

この誘致実現によつて、活力とうるおいに満ちたまちづくりに寄与し、県南和地域の拠点都市としての地位が確立できるものと確信するものであります。

以上、五條市議会は、陸上自衛隊誘致促進を決議する。

平成十九年三月十五日

五 條 市 議 会

なお、発議第七号につきましては、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄） それでは、反対討論をさせていただきます。

御存じのように、現在の自衛隊は、昭和二十一年十一月に制定されました憲法に基づいて設置されました。憲法第九条には「陸、海、空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とあります。この憲法に基づいて自衛隊が設置されたわけでありませぬけれども、しかし、それ以後、米軍支援法とかいろんな法律がつくられまして、自衛隊の内容も大きく変わってきております。どういうふうに変わっているのかと申しますと、イラクに日本の自衛隊が、今まで陸上自衛隊を派遣しておつて、それとの交替に、今、空軍が派遣されている状況を見ていただければはつきりしているわけでありませぬ。つまり、外国からの侵略に国民を守るといふ当初の性格が、根拠と理由のないアメリカのイラクの攻撃に対しまして、米軍を支援するという目的で、現在、日本の自衛隊空軍が今でも派遣されているわけでありませぬ。

だから、国民保護法でも申し上げましたけれども、イラク軍から、侵略しているアメリカ軍を応援している日本の自衛隊だから日本の自衛隊の基地を攻められる場合も考えられるわけです。今後においても、こういうアメリカ軍を支援するという形での外国派遣がもつともつと簡単にしようというところで憲法九条の改正が今進められているわけですから、やはり、今の現状とこれからの憲法改正等の関連での見通しを考えるのならば、自衛隊の基地を五條に持つてくることは、外国軍軍隊から五條の自衛隊基地が攻撃されて、それに関連して、日本の五條の市民の命に悪影響を及ぼすということも十分考えられるわけでありませぬから、私は今回のこの意見書決議につきましては、以上申し上げました理由をもちまして反対するものであります。

○議長（寺本保英） 次に、川村家廣議員の発言を許します。三番川村家廣議員。

〔三番 川村家廣登壇〕

○三番（川村家廣） 発言の許可を得ましたので、私は本議案に賛成の立場から討論を申し上げます。

決議案、意見書案にもありますように、地方分権一括法及び地方分権改革推進法のもと、地方は、自己決定、自己責任の原則に基づき新たな時代に

ふさわしい地方自治の確立が期待されているところであります。

しかしながら、今や本市を取り巻く地方財政状況は、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革、地方交付税の削減などにより従来にも増して極めて厳しい状況となっており、市民が安心して暮らすことができ、若者が定着するまちの整備を図ることが急務となっています。

このようなことから、自衛隊員及びその家族の定住による人口の増加が見込まれ、少子高齢化、人口の減少が進む中において、まちの活性化が図られること。また、万一の災害時においては迅速な初動体制が期待されることなど、多くの経済効果や地域貢献の可能性を秘めている国の施設誘致にその活路を求めることが肝要であると考えます。

以上、申し上げました理由により賛成するものでありますが、議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することとし、意見書につきましては、提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書につきましては提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（寺本保英）この際お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（寺本保英）以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いましたが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

○議長（寺本保英）閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成十九年度各会計予算など重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる議会運営に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議及び各委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（寺本保英）市長職務代理人からごあいさつがあります。小藪市長職務代理人。

〔市長職務代理人 小藪良彦登壇〕

○市長職務代理人（小藪良彦）平成十九年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る、三月五日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、市長不在にもかかわらず、平成十九年度一般会計予算案を始め多数の重要案件につきまして、長期間にわたりました慎重な御審議を賜り、いずれも原案どおり可決、承認をいただき誠にありがとうございました。

ここに成立をみました平成十九年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、本会議並びに各委員会において各議員から賜りました御意見、御提言等につきましては、これらを尊重いたしまして、職員一丸となって今後の市政運営に遺憾のないよう努めてまいりますのでございます。

なお、市長辞任に伴います市長選挙が近く執行されることとなりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙なことは存じますが、季節の変わり目につき、健康には十分御留意をいただきまして、今後とも市政発展のため一層の御活躍を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たってのごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございます。

○議長（寺本保英） これをもちまして、平成十九年第一回定例会を閉会いたします。

午前十一時三十五分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 寺本保英

署名議員 黄木英夫

署名議員 土井康嗣

署名議員 榮林末次